

1 日 時：令和7年1月30日（木）午前10時00分～午前10時30分

2 場 所：千葉市役所 L401会議室

3 出席者：（委員）

野口 泰三、國吉 浩二、佐々木 剛、西田 祥子、愛甲 修子
（教育委員会職員）

秋幡 浩明 教育次長、川名 正雄 学校教育部長、松田 昌幸 学校教育部参事
長谷川 信 学事課長、八斗 孝之 教育指導課長、保田 裕介 教育支援課長

太刀川 裕 保健体育課長、細川 義文 教育センター所長、小谷 泰也 養護教育センター所長
（事務局）

宮本 裕子 教育支援課主任指導主事、平柳 理紘 教育支援課指導主事

水本 昌吾 教育支援課指導主事

4 議 題

（1）開会

（2）教育委員会挨拶

（3）報告

第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の議事録について

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の報告

（4）協議

千葉市におけるいじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン（改定案）

（5）連絡

（6）閉会

5 議事の概要

（1）開会

保田教育支援課長の進行により開会。

（2）教育委員会挨拶

秋幡教育次長から挨拶。

（3）報告

事務局から、「第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」の議事について、資料をもとに説明をした。

事務局から、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査について、説明をした。

（4）協議

6 会議経過

（1）開会

（保田教育支援課長）

本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか？

（宮本主任指導主事）

おりません。

（保田教育支援課長）

本日は、大変お忙しいところ「第3回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」に御出席いただきましてありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、秋幡教育次長より御挨拶申し上げます。

（2）教育委員会挨拶

（秋幡次長）

本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

冬休みが明けてから、保護者または学校から「いじめ問題」そして「不登校」についての相談が、教育委員会にも数多く寄せられています。教育委員会といたしまして、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の三つの柱を中心に、法的な手続きに即した対応ができるよう学校に助言して参ります。

さて、本日は、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の中から、本市のいじめに関する状況についての報告と、引き続き、個別の事案についての検討が中心になります。改めて委員の皆様から御意見をいただき、精査を図ってまいりたいと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともに大変御多用なことと存じますが、本市のいじめ問題への取組の一層の強化が図られるよう、特段の御尽力をお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

(3) 報告

(保田教育支援課長)

それでは、この後の議事進行につきましては、野口委員長よりお願いいたします。

(野口委員長)

それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

まず、「3 報告、(1) 第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の議事録について」、事務局よりお願いします。

(宮本主任指導主事)

それでは、まず資料3頁、「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会議事録(議事要旨)」を御覧ください。第2回の会議では、今年度、本市で進めているいじめ問題に関する取組について、説明いたしました。教職員の各階層に応じたいじめに関する研修や、教育支援課指導主事が各学校を訪問して、いじめ防止対策法に基づいた対応等を啓発する、要請訪問を行っています。要請訪問は、1月末日で51校となっております。

議事要旨につきましては、千葉市のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

(野口委員長)

続きまして、「3 報告(2) 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の報告」について、事務局よりお願いします。

(宮本主任指導主事)

資料をご覧ください。令和6年10月30日に、文部科学省より、令和5年度の問題行動調査の結果が公表されました。その中から、本市のいじめの状況について、御報告いたします。まず、いじめにも大きく関連のある暴力行為の件数ですが、令和4年度に比べ、大きく減少しています。また、いじめの認知件数も同様、減少しています。現在、分析をしているところですが、コロナ禍が終わり、再開した学校生活や行事が落ち着いて行うことができるようになってきたことが減少した要因の一つと考えています。また、教職員がいじめに発展する前に、人間関係が修復できるよう、丁寧に寄り添った支援を行っていることも減少の要因となっているのではないかと考えております。

課題としては、いじめの解消率が全国に比べて低くなっており、昨年度と比べても若干低下しています。教職員が慎重に見守っているといった反面、3か月を経た時点でいじめを受けた児童生徒の状況を確認し、いじめが再発していないかといった適切な手続きを行う必要もあることから、いじめの解消については、今後も適切な対応を行うよう、学校に改めて周知して参ります。

(野口委員長)

ここで、当初お知らせした会次第にはありませんが、事務局より、追加の協議事項があります。昨年度の第3回の定例会で「千葉市におけるいじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドラインの一部改訂」について協議いたしましたが、懸案事項があり、改定案については再考となっております。今回、改訂案について協議したいとの申し出がありました。皆さん、よろしいでしょうか。

では、事務局よりお願いします。

(宮本主任指導主事)

それでは、資料3、「千葉市におけるいじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドラインについて(改定案)」をご覧ください。昨年度の経緯からお話させていただきます。

現在運用している、ガイドラインは、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会からの調査報告書の提出を受けて、教育委員会が公表資料を作成することになっております。つまり、現在のガイドラインは、いわゆる第三者的な役割を果たしている本委員会が、教育委員会の諮問を受け調査した事案のみ対象となっております。

しかし、いじめ重態事態の発生または疑いがあり、いじめ重態事態の調査主体が学校になった場合には、このガイドラインが適用されない状態になっています。よって学校主体で調査を進め、調査報告書が教育委員会に提出された際に、当該被害児童生徒・保護者が公表の意思を表した時を想定して、ガイドラインを改定する必要あると考え、昨年度、改定案を提案、協議していただきました。

その際、委員の皆様から意見として、『「学校主体調査」後に、本委員会での調査が諮問され、調査が実施されたとして、被害者側から2つの調査報告書の公表が求められた場合、混乱が起こるのではないか』というご意見がありました。また、『混乱を招かないために、調査の最終の報告書を公表することが明示されていればよいのではないか』というご意見も併せていただきました。よって、資料にあります、前回の提案に文言を追加させていただいたものをご協議いただけたらと思います。

では、改正案の9の項目をご覧ください。

9 学校主体の調査による調査報告書の公表の方法

(1) 公表資料の作成

学校からの調査報告書が教育委員会に提出されたのち、学校主体の追加調査や市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会や千葉市いじめ等調査委員会の調査を行わない場合に、対象児童生徒・保護者が学校の調査報告書の公表の意思を表したときは、調査報告書を当該事案の調査報告書の最終版として市教育支援課ホームページへ、概ね6ヶ月間、掲載する。

なお、公表する内容における個人情報の保護については、3(1)に準ずる。公にすることにより、一定の関係者により特定個人の識別が可能となる場合については、その部分は掲載しないこととする。

(2) 手続き

その他、必要な手続き等については、3(4)～(7)に準ずる。

また、令和6年8月30日に、文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインが改訂になり、「被害児童生徒」は「対象児童生徒」、また、「加害児童生徒」は「関係児童生徒」になりましたので、そちらも変更してあります。提案は以上になります。委員の皆さん、ご協議をお願いいたします。

(野口委員長)

ありがとうございます。ただいま、ご説明いただいた点について何か、意見等がありますか。

(西田委員)

今年度から委員になったものですから、このガイドライン改訂の今年の協議を知りませんので、基本的な質問なのですが、第4項 学校主体の調査による調査報告書の公表の方法で委員会の調査報告書の公表の方法をほぼ準用しているのですが、(2)の公表資料の内容とか、公表資料を作成するという部分が準用されていないということは、公表資料という形で要約版を作成せずに学校報告書がそのまま公表されるという理解でよろしいでしょうか。という質問が1つです。もしそうだとすると、学校報告書をそのまま公表されるということについて、少し心配があります。形式も内容も整えて誤解がないようなものにスクリーニングされたものだけが公表されるのであれば、問題ないと思いますが、その点の手当がどうなっているのかというところが懸念されますので、それも協議いただければと思います。

(野口委員長)

ただいま、西田委員からのご質問が2点ございます。学校主体の調査の場合には、調査委員会が調査を行っていないので、その精度ということですか内容面について、担保されているかどうかについては、確認が必要ではないか、その意味で、報告書をそのまま公表するものなのかというのが1点目の質問です。2点目としましては、その内容面の質の担保という点では、どのような対応をされているのかということについて、質問があったと思います。これについてまず、報告書をそのまま公表するかどうかの点について、事務局の見解を教えてください。

(宮本主任指導主事)

学校調査に関しては、学校名や個人名などがわからないよう個人情報に配慮した上で、概要版を作成するのではなく、報告書を公表することを考えております。

(野口委員長)

二点目ですが、そのまま公表するとした上で、作成されたものを関係機関で確認するといったような対応は予定しているのかどうか教えてください。

(宮本主任指導主事)

教育委員会事務局いじめ等調査委員会において、調査の主体を学校にするのか、第三者委員会に諮問するのかということをご協議しています。学校主体の調査に決定

した場合、所管課である教育支援課が、調査から報告書をまとめるところまで、助言・指導しながら調査を進めているところです。学校主体の調査のため、学校が主体で調査報告書をまとめますが、文言等に関して、学校に助言を行っています。

(野口委員長) 他に、学校調査の場合に、関係外部機関に助力を求めていることはあり得るのでしょうか。

(宮本主任指導主事) 学校主体調査の場合でも、事案によっては、第3者委員会の臨時委員の弁護士の先生に調査員に加わっていただいて、調査を行った例もございます。その場合は、弁護士の先生から助言をいただきながら、報告書を作成しております。

(野口委員長) 確認なのですが、公表するにあたっては、いじめ問題ということですから、関係者が複数あり得るところですけど、その方々に、確認をとっていただくなど、どのような手続きを経て最終版として公表することになるのかご説明ください。

(宮本主任指導主事) 学校調査報告書が完成した際には、まず、対象児童生徒及び保護者に調査報告書を提示し、概ね3ヶ月を目安に報告書への所見をいただくことになっています。そこで、これを報告書とすることについて確認を取ります。その上で、対象児童生徒及び保護者に説明した方針に則り、関係児童生徒及び保護者にも報告書の説明を行います。

(野口委員長) 分かりました。学校主体の調査報告書の作成過程及び公表にあたっては、今の手続きを予定しているということですのでよろしいですね。その上で、さらにご質問やご意見をいただければと思います。

(西田委員) 私の質問に答えていただいた形になりますが、学校の報告書ができるまでにいろいろなプロセスでスクリーニングされていることがよく分かりました。また、このプロセスを経て公表されるということであれば、追加の調査がいらないと関係当事者に確認が終えているということですから、関係者が納得している内容の報告書が出るということで、私の懸念は解消されました。

(野口委員長) 他にご質問やご意見ございますか。

(佐々木委員) 保護者や児童生徒の意見から反対意思があった場合には、報告書の公表を行わないことにするということが、公表するかしないかは対象児童生徒保護者に委ねられていると見受けられます。そうすると作成の有無にあたって、いろいろなバイアスがあるように感じられますが、それについてどのような形で対処すべきなのか。例えば、病院で言うと、カルテが、依頼があれば必ず公表されるものと思って書くのと、依頼がなければ公表されないというものでは、おそらく、書く側の意図としても知らないうちにバイアスがかかるのではないかとということが懸念されるところです。やむを得ない部分もあると思いますが、専門の部分として、そのように感じたところです。

(野口委員長) 公表するかしないかという意味を確認する時期というのはいつになるのでしょうか。

(宮本主任指導主事) 公表の意思の確認についてですが、調査報告書に対する対象児童生徒及び保護者の所見をいただいた後となります。公表をすることが概ね望ましいと文部科学省も示していることから、重大事態の報告書の公表の意義を対象児童生徒及び保護者にお伝えした上で、公表を望むかどうかについて、確認をします。

(野口委員長) 報告書が完成し、それを見てもらった上で、それを公表するか否か確認するということですね。つまり、調査報告書の策定中は、公表することが十分考えられるという前提で作成しているということでしょうか。

(宮本主任指導主事) そのようにしています。学校にも調査に入る前に最終的にはこの報告書が公表されることがあるということはお伝えした上で、調査に臨んでいただいています。

(野口委員長) 公表と非公表の割合は、これまでで、どれぐらいの比率になりますか。

(宮本主任指導主事) 詳しい数字では、申し上げられませんが、公表されない方が多いです。

(佐々木委員) 公表されないとなった場合に、その後、我々の調査委員会の中で、資料として提供された場合には、どのような取扱いになりますか。

(野口委員長) それはおそらく調査委員の内部資料となり、調査委員会による報告書が新たにできますので、公表する場合はそちらのみを公表するということになるので、開示されないままということになります。

(佐々木委員) そうであれば、調査委員会での調査となった場合には、資料として調査委員会の方に提供されとうことを、いずれにしても対象児童生徒保護者には分かっ

- う必要があのだと思いますが、その点は大丈夫でしょうか。
- (宮本主任指導主事) 学校の資料として提示できるよう、確認していきます。
- (野口委員長) 他に何か意見はございますか。よろしければ、この内容で裁決を行いたいと思います。賛成の方、挙手お願いいたします。
- <全員挙手>
- 全員一致ということで、ガイドライン改正案を承認いたします。
- いただきます。ありがとうございました。
- (宮本主任指導主事) 委員の皆様、ご協議ありがとうございました。来年度 令和7年4月1日に施行いたします。
- (野口委員長) 連絡事項などありますでしょうか。
- (宮本主任指導主事) 来年度、定例の会議につきましては、令和7年6月6日(金)10時開会、令和7年10月10日(金)10時開会、令和8年1月30日(金)10時開会を予定しております。現在日程等を調整していますので、改めてお知らせさせていただきます。事務局からは以上になります。
- (野口委員長) 次に協議2に移ります。この後は、個別の事案協議となります。傍聴者の片はいらっしゃいませんが、公開はここまでとなります。

議題(2)に係る会議経過については、千葉県情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。